

発委第 1 号

令和 7 年 2 月 5 日提出

淡路市議会議長  
    萩谷 宏 様

提出者    淡路市議会議会運営委員会  
            委員長 西村 秀一

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

(提出理由)

当市議会では会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、議員の職責及び市民の信頼の確保を図るため、報酬のあり方を明確にする必要があり、また、長期欠席した議員が報酬を市へ返還することは、公職選挙法が禁止する寄附行為とされることなどを基軸に、令和 5 年 8 月から議会運営委員会で協議を行ってきた。

その結果、欠席の期間に応じ、議員報酬の減額をすることが適当であるという結論に達したため、所要の措置を講ずる。

淡路市条例第 号

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年淡路市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「前2条」を「第2条及び前条」に改め、同条を第3条の4とする。

第3条第2項中「前条第1号」を「第2条第1号」に改め、同条を第3条の3とし、第2条の次に次の2条を加える。

（長期欠席に係る議員報酬の減額）

第3条 議員が議会の会議等を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、欠席期間中、次の各号に掲げる欠席期間（以下、「長期欠席期間」という。）の区分に応じ、当該議員が支給を受けるべき議員報酬の額から当該額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額して議員報酬を支給する。

- （1） 90日を超え180日以下の期間100分の20
- （2） 180日を超え365日以下の期間100分の30
- （3） 365日を超える期間100分の50

2 第3条の3第3項の規定は、月の初日から末日までの期間が欠席期間に含まれるとき以外のときの前項の規定による議員報酬の減額について準用する。

（欠席期間）

第3条の2 欠席期間は、議員が議会の会議等を欠席した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- （1） 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない期間。  
ただし、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた議員を除く。
- （2） 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間
- （3） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条の規定による就業制限又は同法第19条若しくは第20条の規定による入院の対象となる期間
- （4） 前3号に掲げるもののほか、欠席期間に含めないことにつき相当の理由があると議長が認める期間

第6条の2第1項中「期間において」の右に「長期欠席期間及び」を加え、同条第3項中「第3条の2第2項及び第3項後段」を「第3条の4第2項第3項後段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>(長期欠席に係る議員報酬の減額)</u></p> <p><u>第3条 議員が議会の会議等を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、欠席期間中、次の各号に掲げる欠席期間（以下「長期欠席期間」という。）の区分に応じ、当該議員が支給を受けべき議員報酬の額から当該額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額して議員報酬を支給する。</u></p> <p><u>(1) 90日を超え180日以下の期間100分の20</u></p> <p><u>(2) 180日を超え365日以下の期間100分の30</u></p> <p><u>(3) 365日を超える期間100分の50</u></p> <p><u>2 第3条第3項の規定は、月の初日から末日までの期間が欠席期間に含まれるとき以外のときの前項の規定による議員報酬の減額について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(欠席期間)</u></p> <p><u>第3条の2 欠席期間は、議員が議会の会議等を欠席した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間とする。</u></p> <p><u>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</u></p> <p><u>(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない期間。ただし、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた議員を除く。</u></p> <p><u>(2) 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(議員報酬の支給方法)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>2 議員が<u>前条第1号</u>から第3号までに掲げる職に就任し、又は選任したことにより議員報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた議員報酬を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(議員報酬の支給制限)</p> <p><u>第3条の2</u> <u>前2条</u>の規定にかかわらず、市長は、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたことを知ったときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、議員が逮捕等を受けたことを知った時が議員報酬の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を差し止めることができない月の議員報酬については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p>	<p><u>日後8週間を経過する日までの期間</u></p> <p>(3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条の規定による就業制限又は同法第19条若しくは第20条の規定による入院の対象となる期間</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、欠席期間に含まれないことにつき相当の理由があると議長が認める期間</u></p> <p>(議員報酬の支給方法)</p> <p><u>第3条の3</u> (略)</p> <p>2 議員が<u>第2条第1号</u>から第3号までに掲げる職に就任し、又は選任したことにより議員報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた議員報酬を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(議員報酬の支給制限)</p> <p><u>第3条の4</u> <u>第2条及び前条</u>の規定にかかわらず、市長は、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたことを知ったときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、議員が逮捕等を受けたことを知った時が議員報酬の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を差し止めることができない月の議員報酬については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p>
<p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、基準日以前6か月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前6か月以内に係る部分に限る。）の日数に</p>	<p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、基準日以前6か月以内の期間において<u>長期欠席期間及び逮捕等期間</u>がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前6か月以内に係る部分に限</p>

現 行	改 正 案
<p>じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額の支給を一時差し止めるものとする。</p>	<p>る。)の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額の支給を一時差し止めるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条の2第2項及び第3項後段</u>の規定は、前2項の場合について準用する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条の4第2項及び第3項後段</u>の規定は、前2項の場合について準用する。</p>